

平成27年度 一般会計 予算内示 事業別概要書 (当初)

款	9. 教育費	大事業	12. 弥富公民館活動事業
項	5. 社会教育費	中事業	
目	3. 公民館費	担当所属	弥富公民館

予算種別	補助/単独	事業区分	前年度 当初予算額	増減額	前々年度 決算額	実施計画	5年間計画額		
経常	単独	計画	0	0	1,098		第3章	「心豊かな人づくり、まちづくり」～教育の充実、 スポーツ活動の推進～	-
							基本施策3	生涯学習による地域活動が盛んなまちにします	平成23年度 平成24年度 平成25年度
							施策2	公民館・図書館などで社会教育事業を推進します	平成26年度 平成27年度
									-

本年度事業費	(歳入)	(歳出)
本年度当初要求額		
本年度当初査定額		1,201

財源内訳							一般財源
本年度当初要求額							0
本年度当初査定額							1,201

<事業に関する説明>

<p>(事業の概要) ・家庭教育に関する事業を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年教育に関する事業を開催します。 ・成人教育に関する事業を開催します。 ・団体育成に関する事業を開催します。 ・広報活動を行います。 	<p>(事業の目的) 市民の生活課題解決や学習ニーズに対応した主催事業を実施し、生涯学習の推進を図るとともに、地域住民の社会教育活動・団体活動を支援し、地域づくりの推進を図ります。</p>	<p>(事業の効果) 市民にとっては、公民館事業へ参加することにより地域に対する関心が高まります。その結果、地域住民が「集い」「学び」「むすぶ」ことの目的を実現していくための住民相互のネットワーク化を図ることができます。</p>
<p>(事業実施上の問題点)</p>	<p>(前年度からの見直し点)</p>	<p>(見積についての特記事項) 社会教育法で、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると規定しています。</p>

節	本年度 当初査定額	前年度 当初予算額	増減額
08	954	957	△3
11	105	105	0
12	63	63	0
14	79	79	0

特定財源	款	項	目	節	細節	細々節	歳入特定財源科目名称	本年度 要求額	本年度 査定額	前年度 予算額	増減額
								差引一般財源	0	1,201	0